

## 第 I 編

---

### 基本原則について

**第 1 条** ブラジル連邦共和国は、州、市郡および連邦区の解体不能の連合により構成される、民主的法治国家であり、下記のものを基礎に置く：

- I - 主権；
- II - 公民権；
- III - 人間の尊厳；
- IV - 労働および創業の自由の社会的価値；
- V - 政治的多元性；

**単項** すべての権力は人民に由来し、選挙された代表者を通じてまたは直接に、この憲法の規定に従い、これを行使する。

**第 2 条** 立法権、行政権および司法権は、それぞれ独立し、かつ調和を保つ連邦の権能とする。

**第 3 条** 下記のことをブラジル連邦共和国の基本目的とする：

- I - 自由、公正および連帯の社会を建設すること；
- II - 国家の発展を保障すること；
- III - 貧困および周辺化を根絶し、社会的および地域的不平等を縮小すること；

IV - 出身、人種、性別、皮膚の色、年齢に関する偏見および他のあらゆる形態の差別なしに、全ての者の福祉を促進すること。

**第4条** ブラジル連邦共和国は、国際関係において、下記の諸原則により規律される。

I - 国家の独立；

II - 人権の尊重；

III - 民族の自決；

IV - 内政不干渉；

V - 国家の平等；

VI - 平和の擁護；

VII - 紛争の平和的解決；

VIII - テロリズムおよび人種差別主義の排除；

IX - 人類の進歩のための諸国民の協力；

X - 政治亡命の許与。

**単項** ブラジル連邦共和国は、ラテンアメリカ諸国の共同体の形成を目的として、諸国民の経済的、政治的、社会的および文化的統合を追求する。